

様式第1号（要綱第6条関係）

八女市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（住宅用）

令和8年5月24日

八女市長

申請者 住所 八女市本町647

氏名又は名称 八女 太郎

電話番号 0943-24-9125

生年月日 H2.2.2

調査を行いますので、提出日から
2週間程度期間を空けてください。

※ 氏名又は名称欄…個人：自署、PPA/リース事業者：記名・押印

八女市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付を受けた
いので、下記の内容について関係資料を添えて申請します。

記

施工業者	名称	八女太陽光発電株式会社		担当者名	立花 太郎		
	所在地	八女市立花町原島 95-1		電話番号	XX-XXXX		
設置場所（登記簿謄本と一致）		八女市本町 647					
住宅の区分		■既存住宅・□新築住宅		設置の区分	■自己所有・□PPA/リース		
補助事業期間		契約予定日	令和8年6月6日	完了予定日	令和8年8月7日		
補助対象設備	自家消費型太陽光発電設備	メーカー	上陽産業	型式	XX-400XX	枚数	20 枚
		太陽光モジュール公称最大出力合計値又はパワーコンディショナー定格出力合計値の低い値（10				5 kW …①	
		記入例の場合、 モジュールが 8.0kW、 パワーコンディショナーが 5.5kW、 よって、出力値の低い 5kW で算定。				補助申請額 ※④の額を記載	
		※⑤÷①が8万円未満の場合、補助対象経費の1／2の額を上限とする。					
		【4 kW以下】		320,000円…②		380,000円	
		【5 kW以上】		60,000円…③			
		②+③の額		380,000円…④			

添付資料	共通	☐ 委任状 ※代理人（行政書士・弁護士）
	設備関係	■補助対象経費内訳表 ■設備設置費用の見積書の写し ■住宅の位置図（縮尺 1/1,000～1/2,000 程度の地図に記載されたもの） ■補助対象設備の設置予定位置図（図面等） ■太陽光発電設備等のシステムの配線図 ■施工前の写真 ■設備仕様書（カタログ、パンフレット等の写し） ■電力の自家消費等計画書
	住宅関係	■設備を設置する住宅の不動産登記事項証明書（発行から3か月以内） ☐ ※新築住宅等で登記未了の場合は、実績報告時に提出 ☐ 共有物である場合は、共有者全員の設備設置承諾書（様式指定）

「太陽光発電工事」一式の見積書は不可。
明細が分かるよう記載されているものをご提出ください。

（設置費用）

設備	区分		内容	金額（税抜）	
設置費用の内訳	自家消費型太陽光発電	補助対象経費	工事費	架台・金具	80,000 円
				ケーブル	40,000 円
				配線・接続工事	100,000 円
					円
					円
		設備費	太陽光モジュール（XX-400XX）	1,000,000 円	
			マルチ蓄電パワーコンディショナー（5.5kW）	300,000 円	
				円	
				円	
				円	
				工事に関する部材等は工事費に記載してください。	
		(小計)	…⑤	1,520,000 円	
	補助対象外経費 ※表枠外を参照			50,000 円	
合計				1,570,000 円	

工事に関する部材等は工事費に記載してください。

税抜の金額を記載

※工事費：国実施要領別表 1 の工事費に該当するものを記載。

※設備費：国実施要領別表 1 の設備費に適合するものに限る。

【補助対象外経費】

一般送配電業者への接続検討申込みに係る費用、
償、有料の保証延長、既存設備の撤去費用等

「特別保証」などの経費は対象外となります。

補

(個人向け)

誓約事項

本補助金を申請するに当たり、以下のことを誓約します。※☒を付けてください。

- ☒ 補助金の交付決定前の契約や発注等の行為（事前着手）は行いません。
- ☒ 補助事業において導入した設備により発電した電力量の30%以上を自家消費します。
- ☒ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度（固定価格買取制度）の認定又はFIP制度（フィードインプレミアム）の認定を取得しません。
- ☒ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第4号（送配電業務）（送）を行いません。
- ☒ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第17号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行いません。
- ☒ 地域住民や市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して補助事業を実施するよう努めます。
- ☒ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行います。
- ☒ 防災、環境保全、景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めます。
- ☒ 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱いません。
- ☒ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存します。
- ☒ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施します。
- ☒ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力します。
- ☒ 防災、環境保全、景観保全の観点から、計画段階で予期しなかった問題が生じた場合は、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めます。
- ☒ 関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分します。
- ☒ 補助対象設備について、国、地方公共団体等から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていません。また、これからも受けません。
- ☒ 市税、国民健康保険税及び税外徴収金（水道料金・下水道使用料）の滞納がないことを市が保有する公簿等により確認することに同意します。
- ☒ 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等でないことを確認するため、市が警察署に照会することについて了承します。
- ☒ 八女市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に補助事業を実施します。また、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、市の指示に従い、遅滞なく返還、納付します。

設置完了から1年ごとに
自家消費率の報告書の提出が
必要となります。

令和8年5月24日

(申請者)

氏 名 八女 太郎

(個人：自署、PPA/リース事業者：記名・押印)